

金融機関における金融 EDI 情報の利活用に関する研究会
報告書

2019 年 12 月

金融機関における金融 EDI 情報の利活用に関する研究会
(事務局：一般社団法人全国銀行協会)

<はじめに>

2018年12月、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク（以下「全銀ネット」という。）は、全銀EDIシステム（以下「ZEDI」という。）のサービスを開始した。

ZEDIは、企業間の商取引により発生する受発注情報や請求情報といった商取引に関する情報を、「金融EDI情報」として振込データ等に付帯し、交換・共有するシステムであり、ZEDIを活用することにより、受取企業の売掛金の消込作業が効率化されるとともに、支払企業の照会対応業務の負担が軽減されることが期待されている。

企業の多くは、商取引により発生する買掛金の支払／売掛金の回収に当たり、金融機関の振込サービスを利用しており、金融機関には振込サービスを通じて、顧客企業の金融EDI情報、すなわち商取引に関する情報が集積されることが予測される。

近年の情報通信技術の急速な発展に伴い、企業の中で蓄積されている各種データの有効活用が企業の更なる成長を支える柱として期待されているなか、銀行をはじめとする金融機関においても、振込サービスを通じて蓄積される金融EDI情報の利活用は、新しい手法による融資の提供やコンサルティング業務の質の向上など、金融サービスの高度化・充実に向けた重要な契機となるだろう。

本報告書は、2019年6月～12月にかけて全7回開催した「金融機関における金融EDI情報の利活用に関する研究会」において検討した、金融EDI情報を利活用した金融サービスの高度化・充実に向けた可能性および金融EDI情報を利活用する場合の留意事項等を取りまとめたものである。

今後、銀行をはじめとする金融機関において、金融EDI情報を利活用した金融サービスの更なる高度化・充実を図るうえで検討の一助にしていきたい。

末筆ながら、本報告書の取りまとめに当たり、先行する事例研究に協力いただいた金融機関および電子決済等代行業者（以下「電代業者」という。）をはじめとする事業者の方々、海外の事例研究に尽力いただいた株式会社NTTデータ経営研究所ならびに顧客同意の必要性に関する留意事項の整理に尽力いただいた渥美坂井法律事務所・外国法共同事業などの多くの関係者の皆さまに、この場を借りて厚くお礼申しあげる。

<目次>

I. 金融 EDI の概要.....	1
1. 本研究会における「金融 EDI 情報」の定義.....	1
2. 金融 EDI の歴史（全銀 EDI システムサービス開始までの経緯）	1
3. ZEDI を活用した経理関連業務の効率化イメージ	4
4. ZEDI で交換・共有される金融 EDI 情報	6
II. 金融 EDI 情報を利用した金融サービスの可能性.....	9
1. 金融 EDI 情報の利活用イメージ（概観）	9
2. 金融 EDI 情報を利用した主な金融サービスの検討.....	11
III. 金融 EDI 情報を利用した金融サービスを提供するうえで留意すべき事項.....	17
1. 顧客同意の必要性に関する留意事項.....	17
2. 金融 EDI の利用促進に関する留意事項.....	20
3. 金融 EDI の利用促進に関する課題	21
IV. 終わりに（金融 EDI 情報の利活用に向けた期待）	23
付録.....	25
1. 研究会開催実績.....	25
2. 利用可能と考えられる金融 EDI 情報項目	25
3. 事例研究紹介	26
4. 顧客同意に係る同意書参考例.....	31

I. 金融 EDI の概要

1. 本研究会における「金融 EDI 情報」の定義

EDI は「Electronic Data Interchange」の略称であり、日本語では「電子データ交換」と訳される。企業における受注・発注、出荷、請求、支払など様々な企業活動において、取引先企業との間の情報交換を電子的な形で行うものであり、流通、石油化学、建設などの各種業界で広く利用されている。

一般的に、受注・発注、出荷、請求の場面で利用される情報は「商流 EDI 情報」と言われ、主に買掛金の支払／売掛金の回収の場面で振込サービスを利用して交換・共有される情報は「金融 EDI 情報」と言われている。

本研究会においては、金融機関の振込サービスを利用して企業間で交換・共有される「金融 EDI 情報」を研究対象とした。

2. 金融 EDI の歴史（全銀 EDI システムサービス開始までの経緯）

全国銀行協会（以下「全銀協」という。）は、わが国産業界において企業間の商取引の電子化が広く進展しつつあることを踏まえ、受取企業の売掛金の消込作業の効率化・自動化に向けて、1990 年代半ばから、金融 EDI に関する検討を開始した。その結果を踏まえて、1996 年 12 月に、各金融機関において、マッチングキー方式（20 桁）による金融 EDI に係るサービスの提供が開始された。

しかしながら、20 桁では送受信できるデータに限りがある、支払指図データと支払明細データを同時に伝送したいというニーズや、20 桁のマッチングキーの付番体系について予め関係企業間で合意がなされている必要があるなどの制約により、本格的な利用の拡大にはつながらなかった。

このようななか、『日本再興戦略』改訂 2014¹において、「国内送金における商流情報（EDI 情報）の添付拡張についても、流通業界と金融機関との共同システム実験の結果等も踏まえつつ、産業界と金融機関の連携強化による速やかな対応が図られるよう促す」とされ、金融審議会「決済業務等の高度化に関するスタディ・グループ」（2014 年 10 月～2015 年 4 月）および「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（2015 年 7 月～12 月）の検討を経て、決済高度化官民推進会議²において、その進捗をフォローアップする体制が構築された。

¹ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf>

² https://www.fsa.go.jp/singi/kessai_kanmin/index.html

全銀協および全銀ネットにおいても、これら金融審議会等の検討に先立ち、金融 EDI を含めた企業間決済の高度化に向けた取組みのあり方等を検討することを目的に、「企業決済高度化研究会」（2011 年 7 月～2012 年 4 月）を設立し、2012 年 4 月に『『企業決済高度化研究会』報告書』³を公表したほか、2014 年 12 月に金融 EDI を利用する産業界のニーズを把握するため実施したアンケート調査結果等を取りまとめた「全銀システムのあり方に関する検討結果」⁴を公表するなど、金融 EDI の利用拡大等に向けた基礎的研究を継続してきた。

2015 年 12 月に公表された「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」の報告書⁵において、「平成 30 年（2018 年）頃を目途に、全銀システムの加盟金融機関が参加する新しいシステム（『金融・IT ネットワークシステム（仮称）』）を構築し、サービスを開始する」とされたことを踏まえ、全銀協は、2016 年 2 月に「XML 電文への移行に関する検討会」を設置し、金融 EDI サービス開始に向けて具体的な検討に着手した。

全銀協および全銀ネットは、「XML 電文への移行に関する検討会」の検討結果、特に産業界のニーズ・問題意識を踏まえ、2016 年 12 月に、「決済インフラの抜本的機能強化への取組みについて」⁶を公表し、振込データに商流情報を付帯できる金融 EDI の実現に向けた取組みを進めることとし、「金融・IT ネットワークシステム」の構築を決定した。

全銀ネットは、2017 年 9 月に、「金融・IT ネットワークシステム」の呼称を「全銀 EDI システム」、愛称を「ZEDI」（Zengin EDI system の略）とすることを公表し⁷、予定どおり 2018 年 12 月にサービスを開始した⁸。

³ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2012/n3219/>

⁴ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2014/n3838/>

⁵ https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2.html

⁶ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2016/n7198/>

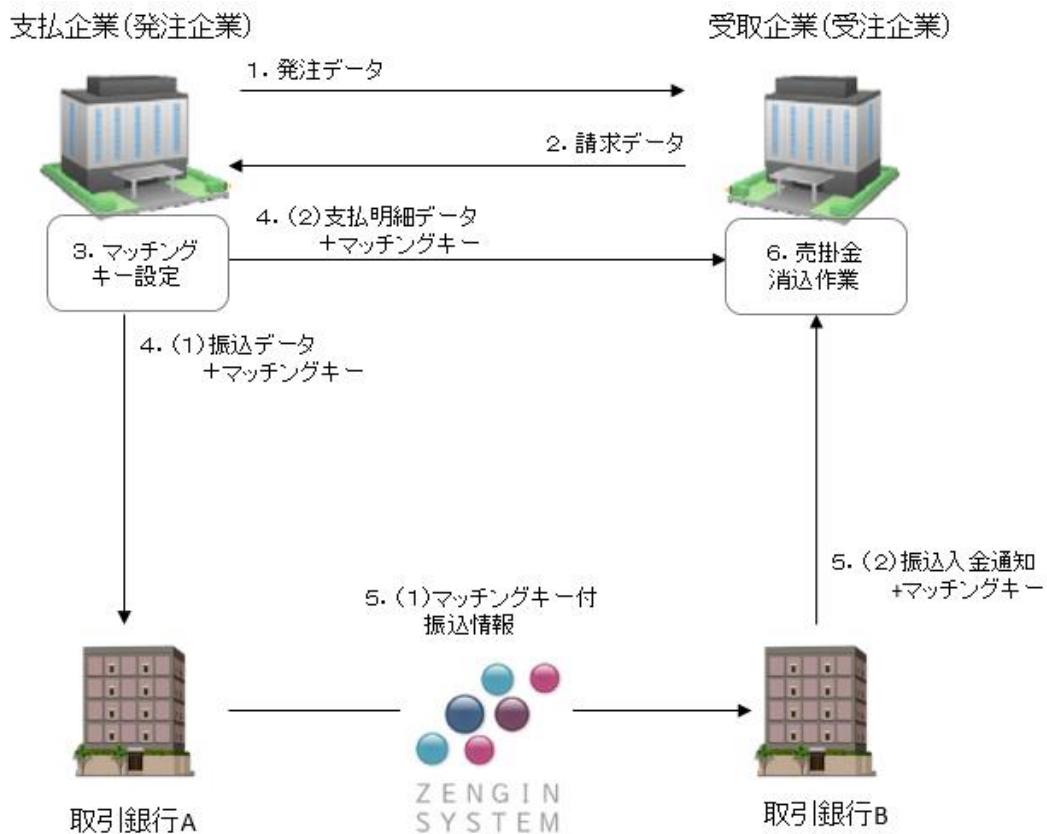
⁷ <https://www.zenginkyo.or.jp/news/2017/n8409/>

⁸ https://www.zengin-net.jp/announcement/pdf/announcement_20181225.pdf

<コラム1：マッチングキー方式（20桁）による金融 EDI>

- 1996年12月に開始した金融 EDIに係るサービス。
- 支払企業が振込データの金融 EDI 欄（20桁）にマッチングキー（照合キー）を設定・付帯し、全国銀行データ通信システム（以下「全銀システム」という。）を通じて受取企業に送信する。加えて、別途、受取企業に対して支払明細データを送信する。
- 振込入金通知に併せてマッチングキーを取得した受取企業は、支払企業から別途送信される支払明細データと振込入金通知をマッチングキーで特定することが可能になり、売掛金の消込作業に活用する。
- 20桁ではデータ量が不十分である、振込データと別に支払明細データを送る必要があるなどの課題が指摘されてきた。

<イメージ図>



3. ZEDI を活用した経理関連業務の効率化イメージ

ZEDI は、商取引に関する情報を振込データ等に付帯して企業間で交換・共有するシステムである。

従来、受注・発注、出荷、請求といった商流情報と振込サービスとの連携はマッチングキー方式（20 桁）による金融 EDI に限られ、20 桁の情報量では送信できるデータ量が制限されることや振込データと別に支払明細データを送る必要があるなどの理由により、本格的な利用の拡大が進まない状況にあった。

ZEDI は、従来の固定長形式の電文ではなく XML (eXtensible Markup Language) 形式の電文を採用したことで、従来の 20 桁の情報量の上限を超えて、140 桁（タグ（情報項目名）毎に繰り返し使用可能）まで送付することができるようになり、フォーマットの柔軟性や格納できる金融 EDI 情報のデータ量が大幅に拡張した。

これにより、ZEDI を使えば、直接、振込データに支払明細データなどの商流情報を金融 EDI 情報として付帯できることになり、別途支払明細データを受取企業に送信する必要がなくなった。

以上のとおり、ZEDI を活用することで、支払企業は受取企業に対して、買掛金の支払に関する振込データに、請求書番号などの商流情報を付帯することができるようになり、受取企業の売掛金の消込作業の効率化・生産性向上が期待されている。

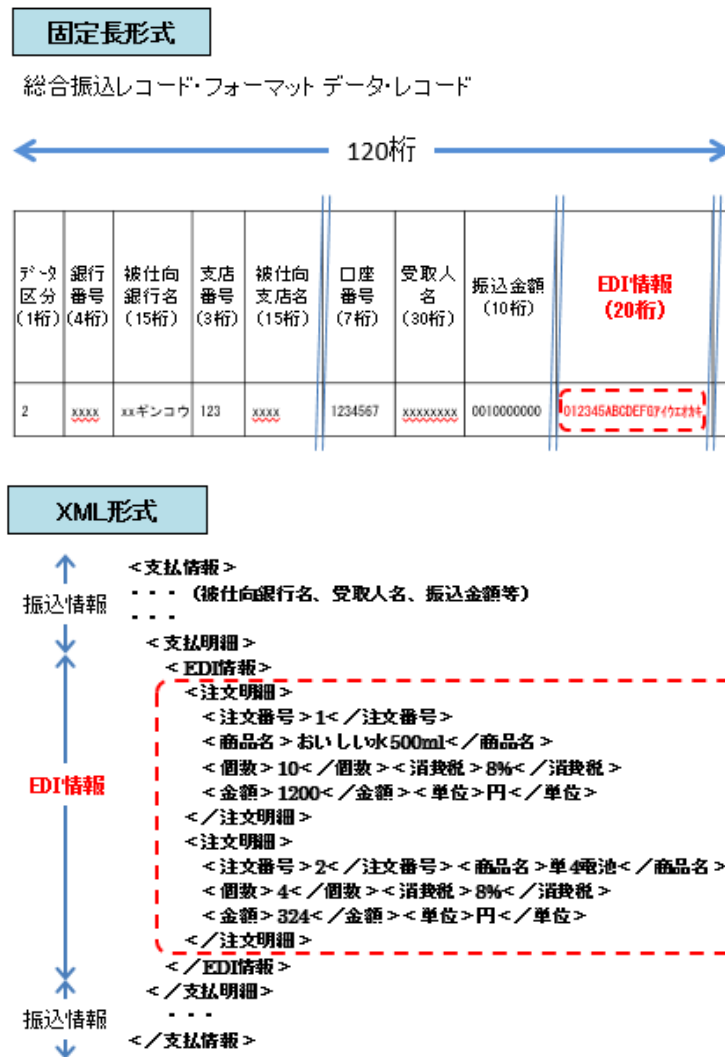
なお、商流 EDI と ZEDI を使った金融 EDI の連携による経理業務の削減効果については、中小企業庁が実施した平成 29 年度「中小企業・小規模事業者決済情報管理支援事業」による実証事業において、平均約 6 割弱、作業時間を削減できる効果が実証されている⁹。

⁹ <https://www.nttdata-strategy.com/h29chushokigyo/index.html>

<コラム 2 : 固定長形式と XML 形式>

- 固定長形式とは、電文の長さや情報量が予め定められた電文形式のこと。システムによるデータ処理が容易という利点がある一方、データ・フォーマットや格納できるデータ量が制限されるという難点がある。
- XML 形式とは、電文のフォーマットやデータ量を柔軟に設計・変更することが可能な電文形式のこと。ZEDI は金融通信メッセージの国際規格である ISO20022 に準拠した XML 形式の電文形式を採用。XML 形式の電文形式を採用したことにより、EDI 情報にタグ（情報項目名）を付すことでフォーマットを自由に設計することが可能になり、加えて、格納する EDI 情報 140 桁をタグ毎に繰り返すことが可能になった。

<イメージ図>



4. ZEDI で交換・共有される金融 EDI 情報

ZEDI を通じて交換・共有される金融 EDI 情報については、産業界のニーズに応じて個別に定めることが可能であるが、他方で、企業間で売掛金の消込作業など経理業務の効率化・生産性向上に有効に活用するためには、予め交換・共有する金融 EDI 情報の内容を定義し、相互運用性を確保することが重要である。

金融 EDI 情報の内容の定義については、取引先企業一つ一つと相談し、それぞれの取引先企業に応じて変更することは実務上困難であり、別の事務負担を発生させる懸念があるため、ZEDI の利用促進を妨げる一つの要因となっている。

この問題を解決するため、全銀ネットは「金融 EDI 情報標準登録制度」を運用しており、企業間で交換・共有する金融 EDI 情報の内容を予め定義したフォーマット（金融 EDI 情報標準）を登録・公表している。

本報告書は、「金融 EDI 情報標準制度」に登録されたフォーマット（金融 EDI 情報標準）を利用して交換・共有される金融 EDI 情報の利活用を前提とした。

なお、金融 EDI 情報の内容の定義に関しては、経済産業省および中小企業庁で開催した「金融 EDI における商流情報等のあり方検討会議」（2016 年 8 月～2017 年 3 月）において検討が進められ、同会議で取りまとめられた「金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の整理について」¹⁰で 40 項目が提示されている。

この「金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の整理について」で提示された 40 項目を前提として、具体的に売掛金の消込作業に必要と考えられる 18 項目を整理し、内容を定義したものが S-ZEDI（Simple-ZEDI 後述「コラム 4」参照）である。S-ZEDI は、特定の業種に依拠するものではないことから、業界標準がない業界における取引や複数の業種をまたぐような取引での活用に加えて、業界標準的に利用されることが期待されている。

¹⁰ <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/kinyuedi/2016/161222kinyuedi.pdf>

<コラム3：金融 EDI 情報標準制度>

- ・金融 EDI を売掛金の消込作業の効率化・生産性向上に有効に活用するためには、支払企業および受取企業間での金融 EDI 情報の相互運用性の確保、すなわち交換・共有する金融 EDI 情報の内容について予め定義しておくことが重要である。
- ・全銀ネットは、支払企業および受取企業間での金融 EDI 情報の相互運用性を確保する目的で「金融 EDI 情報標準制度」を運用中。
- ・「金融 EDI 情報標準制度」は、商流 EDI などの EDI 情報の標準を策定している業界団体等の利用企業が、ZEDI を通じて金融 EDI 情報を交換・共有する際に利用できるフォーマット（標準）を登録・公表する制度。
- ・2019年12月20日時点で、以下の4つの金融 EDI 情報標準が登録済み¹¹

#	名称	登録組織
1	S-ZEDI	全国銀行資金決済ネットワーク
2	D-ZEDI	流通システム開発センター
3	建設産業標準 EDI CI-NET	建設業振興基金
4	Z_CEDI	石油化学工業協会

¹¹ <https://www.zengin-net.jp/zedi/>

<コラム 4 : S-ZEDI (Simple-ZEDI) >

- ・売掛金の消込作業に必要と考えられる 18 項目を整理し、その内容を定義した金融 EDI 情報標準。
- ・S-ZEDI を利用した具体的な活用事例については、「**【S-ZEDI】受取企業様向け利用ガイド**」¹²を参照。

項目趣旨	S-ZEDI の項目名
消込に最低限必要な項目	<ul style="list-style-type: none"> ・支払通知番号 ・支払通知発行日 ・請求書番号 ・支払人企業法人コード (法人番号 13 桁)
IT 化推進による事務合理化に必要と考えられる項目	<ul style="list-style-type: none"> ・受取人企業法人コード (法人番号 13 桁) ・請求先企業名 ・請求先企業法人コード (法人番号 13 桁) ・支払金額 (明細)
利用可能とすべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ・金額相殺理由 ・相殺金額
軽減税率に対応するための項目	<ul style="list-style-type: none"> ・税額 1 ・税率 1 ・税額 2 ・税率 2 ・税額 (合計)
管理上利用する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・業界区分 (「Z01」固定値) ・データ区分 (「001」固定値)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・備考

¹² https://www.zengin-net.jp/zedi/pdf/s-zedi_user_guidance.pdf

II. 金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの可能性

1. 金融 EDI 情報の利活用イメージ（概観）

銀行は固有業務（預金、貸付（融資）、為替）に加えて付随業務を行うことができる。これら銀行業務に振込サービスを通じて蓄積される金融 EDI 情報を利活用することで金融サービスを高度化し、顧客体験を向上させる可能性を探ることが、本研究会のテーマである。

以下、研究会を通じて、メンバーから寄せられたアイデアの概観を紹介する。

（1）預金関連業務における可能性

銀行をはじめとする金融機関は、顧客企業に対して売掛金消込サービスを提供しており、金融 EDI 情報を利活用することで自動マッチング率を向上させることができると考えられる。

また、仮想口座サービス（振込専用口座）を利用している顧客企業に対して、金融 EDI 情報を利用した自動マッチング率の向上に係る提案は有効であると考えられる。

（2）貸付（融資）関連業務における可能性

トランザクション・レンディング¹³など、新しい融資サービスの提供が、金融機関の新しい収益源の確保に向けて重要であると考えられている。金融 EDI は、買掛金の支払／売掛金の回収に関する振込サービスを通じて蓄積されるものであり、金融 EDI 情報だけを判断材料として融資サービスを提供することは難しいと考えられる。他方で、売掛債権担保融資やファクタリングといった売掛金を対象とする融資サービスにおける課題の一つである売掛金の実在性の確認に金融 EDI 情報を活用することが期待される。

また、金融 EDI 情報の分析データをオンライン型融資サービス¹⁴の取組みに活用することで、その審査コストをより低減させ、顧客企業の少額・短期の資金ニーズに応える新しい融資サービスを提供することが期待される。なお、このオンライン型融資サービスの取組みに当たっては、電代業者と協働して行うことも考えられる。

¹³ 融資の審査・実行に関する判断要素に顧客企業の取引データ（トランザクションデータ）を利用する融資形態。

¹⁴ 顧客からの融資の申込から審査・実行までの一連の流れをオンライン上で完結させる融資形態。

さらに、顧客企業の信用リスク管理の高度化も重要である。売掛金の実在性の確認と同様に、顧客企業における商取引の動向をリアルタイムに分析することが可能になり、新規融資および既存融資の途上管理においても顧客企業の信用リスクのより適切な管理が可能になると期待される。

(3) 為替関連業務における可能性

金融 EDI 情報は振込サービスを通じて蓄積されることから、為替関連業務は金融 EDI 情報の情報源となる業務である。振込サービスに関しては、付帯される金融 EDI 情報を組戻・訂正業務に利活用することで、仕向銀行に対する照会回数を減少させるなど、金融機関内部の事務の効率化に資する可能性がある。

(4) 付随業務における可能性

地域経済・中小企業の活性化に向けて金融機関への期待は高いものがある。地域経済を支える一つの柱として地域金融機関の役割は重要であり、中小企業の活性化に向けたコンサルティングサービスの充実やビジネスマッチングなどが期待されている。

金融 EDI 情報を利活用することで、顧客企業の商取引の状況を把握することができることから、顧客企業の状況に応じたコンサルティングサービスの質の向上等が期待される。

また、金融 EDI 情報を業界動向分析や将来予測に活用することや金融 EDI 情報を分析して匿名加工情報の第三者提供に活用することなども想定される。

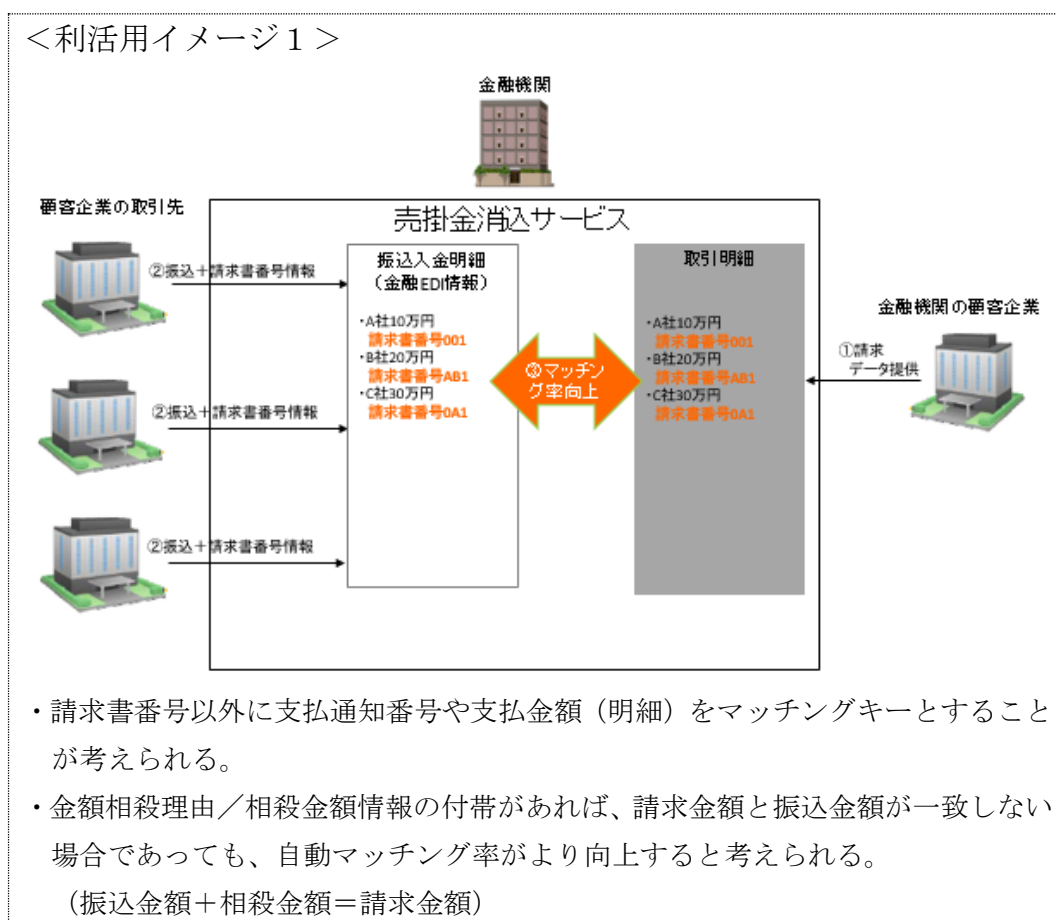
2. 金融 EDI 情報を利活用した主な金融サービスの検討

金融 EDI 情報を利活用した主な金融サービスのイメージを整理する。利用可能と考えられる金融 EDI 情報項目については、「付録 2.」（25 頁）を参照いただきたい。

(1) 売掛金消込サービスとの連携（マッチング率の向上）

売掛金消込サービスを提供している金融機関においては、金融 EDI 情報を利活用することで、マッチング率を向上させることができると考えられる。

利活用イメージ 1 は、請求書番号をマッチングキーとした場合の売掛金消込サービスへの利活用イメージである。金融機関は、顧客企業から請求書番号を含む請求データを取得し (①)、顧客企業の取引先から金融 EDI 情報に請求書番号が付帯された振込データを受け付ける (②)。これにより、請求書番号をマッチングキーとしてマッチング率を向上させること (③) が考えられ、顧客利便性を向上させることが期待される。



この効果は仮想口座（振込専用口座）サービスを利用する顧客企業においても有効であると考えられる。特に、顧客企業の取引先毎に仮想口座を設定している場合において複数の振込があったときには、金融 EDI 情報をマッチングキーとして利用することができれば請求データと振込データのマッチング率をより向上させることができ、顧客利便性を向上させることが期待される。

（2）新しい融資サービスの提供

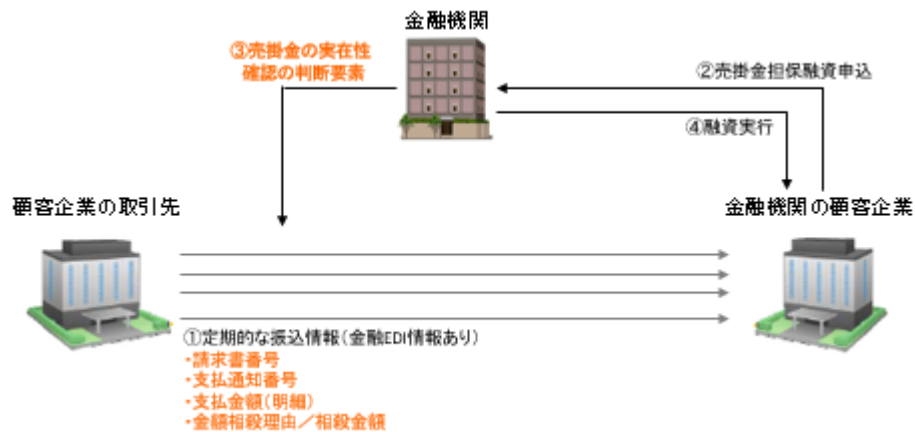
売掛債権担保融資やファクタリングといった売掛金を対象とする融資サービスにおいては、売掛金の実在性の確認が難しいという課題がある。

金融 EDI 情報を利活用することで、顧客企業（受取企業）と顧客企業の取引先企業（支払企業）の商流情報を分析することが可能になることから、売掛金の実在性の確認に資するものと期待される。

利活用イメージ2は、売掛債権担保融資への利活用イメージである。金融機関は、顧客企業（受取企業）と取引先企業（支払企業）との間の振込情報を把握しているが、この振込情報に請求書番号や支払通知番号および支払金額（明細）などの金融 EDI 情報が付帯されることにより、顧客企業と取引先との間の商取引状況をより正確に分析することが可能になる（①）。

顧客企業から売掛債権担保融資の申込があった場合には、金融 EDI 情報の分析結果を対象となる売掛金の実在性確認の判断要素とすることが可能になり（②～④）、顧客企業の資金ニーズに適切に対応できることが期待される。

<利活用イメージ2>



- 顧客企業と取引先との間の振込情報に係る金融 EDI 情報を分析することにより、顧客企業の売掛金の実在性の確認に役立つことが考えられる。
- 過去の請求書番号や支払通知番号、支払金額（明細）を分析することで、売掛債権担保融資の申込があった売掛債権の実在性の確認の判断要素とすることができる。加えて、金額相殺理由／相殺金額を分析することで、相殺発生可能性を勘案することが考えられる。

また、従来の融資形態では実現が難しかったオンライン型融資サービスの提供に向けて、金融 EDI 情報の利活用が期待される。

オンライン型融資サービスについては、少額・短期の融資が主な対象となると考えられるところ、従来の担当者による受付・審査等を行う場合にはコスト負担が重く費用対効果の観点から対応が難しいという課題があった。

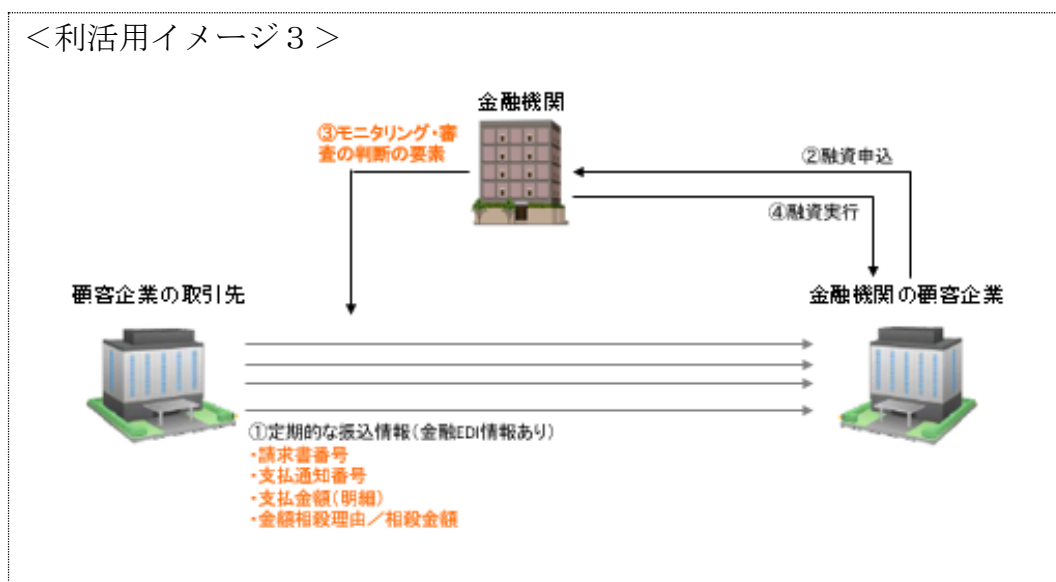
金融 EDI 情報として付帯される請求書番号や支払通知番号、支払金額（明細）を分析することで、顧客企業の商取引の状況を正確に把握することが可能になり、オンライン型融資サービスの審査コストをより低減させ、顧客企業の資金ニーズに適切に対応できることが期待される。

なお、このオンライン型融資サービスの提供に当たっては、例えばクラウド会計システムを提供する電代業者と協働することが考えられる。この場合には、電代業者が保有する会計データに加えて、金融機関が保有する顧客企業の財務情報などのデータに加えて、金融 EDI 情報の分析結果を利用することが考えられる。

(3) 信用リスク管理の高度化

新規融資の判断、既存融資の途上管理に加えて、顧客企業への適切な経営支援などを行うに当たり信用リスク管理は重要である。

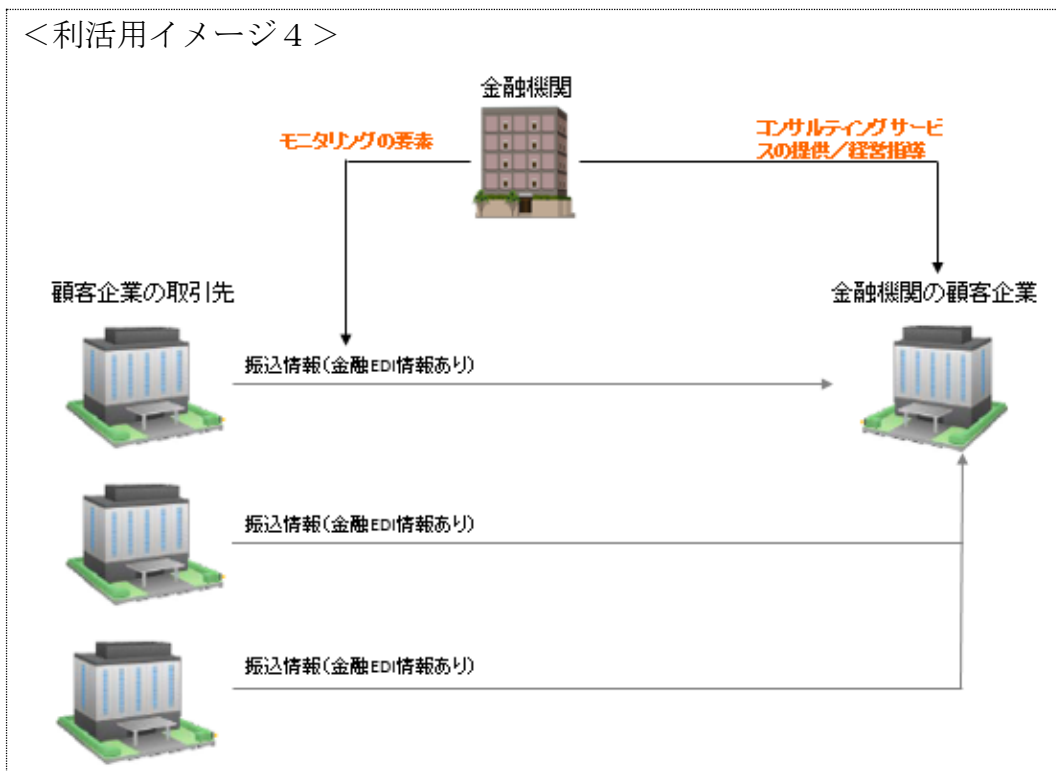
利活用イメージ3は、信用リスク管理の高度化への利活用イメージである。金融 EDI 情報に付帯される請求書番号や支払通知番号および支払金額（明細）を分析することにより、顧客企業の売上の増減や取引先の増減を正確に把握することが可能になり、信用リスク管理の高度化に資することが期待される。後述の「(4) コンサルティングサービスの向上・経営支援の高度化」と合わせて、顧客企業の経営状況を適切に把握することによって、顧客サービスの向上に資することが期待される。



(4) コンサルティングサービスの向上・経営支援の高度化

金融 EDI 情報は顧客企業の商取引に関する情報である。したがって、金融 EDI 情報を利活用することにより、顧客企業の企業活動の状況を、ほぼリアルタイムに把握することが可能になる。

利活用イメージ4はコンサルティングサービスの向上・経営支援の高度化の利活用イメージである。顧客企業の売上の増減や取引先の増減をリアルタイムに把握することが可能になることから、従来、融資取引のなかった顧客企業の新規融資のニーズや既存取引先企業の資金需要等を早期に把握し、時機を得た提案を行うことが期待される。前述の「(3) 信用リスク管理の高度化」と合わせて、顧客企業の状況変化に応じたコンサルティングサービスや適切な経営支援を行うことによって、顧客サービスの向上に資することが期待される。



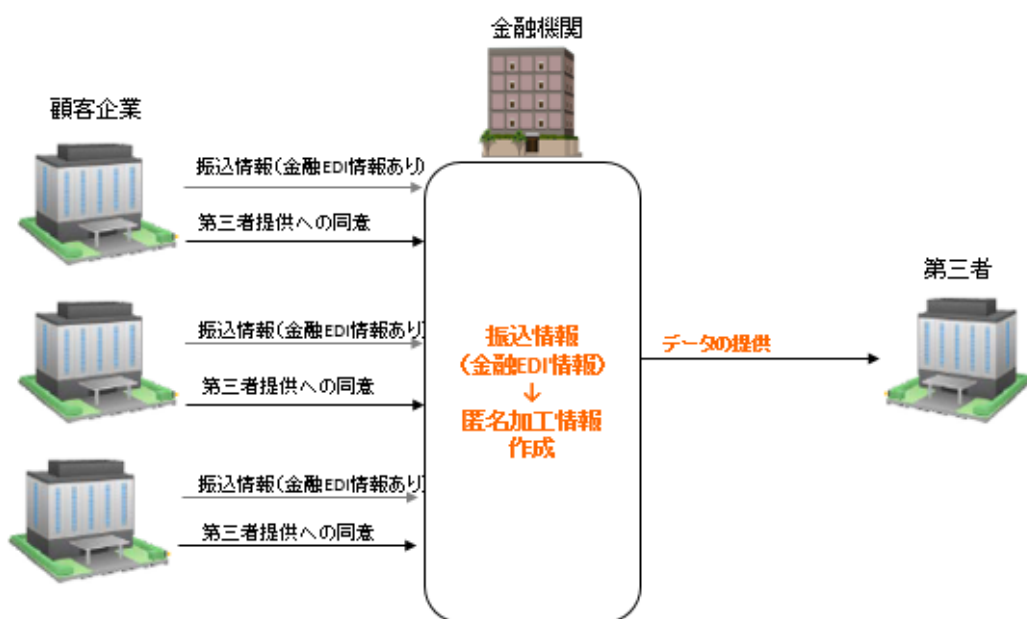
(5) 保有するデータの第三者提供

2019年6月7日に公布された「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により改正された銀行法(昭和56年法律第59号)において、付随業務を規定している同法第10条第2項に「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」が追加された。これにより、付随業務として、顧客の同意を得ることで、当該顧客に関する情報を第三者に提供することが可能になった。

利活用イメージ5は、顧客企業の同意を得て金融EDI情報を含む振込情報を分析した匿名加工情報を第三者に提供する利活用イメージである。これらの情報を活用することにより、より精緻なマーケット分析やニーズ調査などを行うことが可能になり、金融サービスの向上等に資することが期待される。なお、コンサルティング会社や信用調査会社など、特定業界の景況調査や市場環境調査を行っている企業においてニーズがあることが想定される。

また、前述の「(2) 新しい融資サービスの提供」において整理をしたオンライン型融資サービスの提供に当たり、電代業者と協働することにより、信用リスク管理手法を高度化させ、より安価なオンライン型融資サービスを顧客企業に提供することが可能になる場合が考えられる。このように第三者である電代業者と協働することにより、顧客サービスの向上に資することが期待される。

<利活用イメージ5>



- ・ 商取引に関する情報を分析することで、顧客企業の業界に関する景況変化、市場環境動向などを分析することが可能になる。
- ・ 景況変化、市場環境動向を踏まえることで、金融機関の信用リスク管理の高度化に資するとともに、顧客企業においては、より安価な融資サービスを楽しむことができる可能性がある。

Ⅲ. 金融 EDI 情報を利活用した金融サービスを提供するうえで留意すべき事項

1. 顧客同意の必要性に関する留意事項

銀行は判例法上、顧客に対する守秘義務を負っているが、「その根拠が法令によるものではなく、その保護法益や保護されるべき情報の範囲などすべて解釈論に委ねられており、ルールの特異性が高いとはいえない」¹⁵と指摘されており、少なくとも、顧客から同意を得ることにより守秘義務の免除を受けることができると考えられる。

銀行における顧客情報の取扱いをめぐっては、銀行の守秘義務、特に許容される情報利用の範囲について確立した考え方が未だあるわけではないことから、金融 EDI 情報の利用における顧客同意の必要性について検討することは重要である。

(1) 個人情報が含まれる場合の留意事項

原則として金融 EDI は法人間の商取引に関する情報を交換・共有する仕組みである。しかしながら、照会先情報として担当者名、個人事業主の名称などの個人情報が交換・共有される可能性を否定することはできない。

これら個人情報が含まれる場合には、その個人情報部分の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守する必要がある。

ただし、金融サービスの高度化・充実に向けて、金融 EDI 情報として取引先企業の担当者名を利活用する可能性は極めて低いと考えられることから、過度な留意は必要ないと考えられるが、仮に、取引先企業の担当者名や担当者名に紐づけられた情報を利活用するような場合には留意が必要である。

(2) 法人情報を取り扱う場合の留意事項

法人情報の利活用に当たり顧客同意を得るべきか否かの検討に当たっては、以下のような視点（要素）を総合的に検討し、判断する必要がある。

① 誰に関する情報であるかという視点

法人は自己に関する情報について法的な利益または期待があり、自己の情報の取扱いに関してのみ意義がある同意を与えることができる。

このため、「誰に関する金融 EDI 情報」であるかという区分は重要である。

¹⁵ 金融法務研究会第 1 分科会報告書「金融機関の情報利用と守秘義務をめぐる法的問題」
「第 3 章 個人情報保護と守秘義務との関係」37 頁参照。

② 想定される利用について情報の主体が認識・理解しているかという視点

金融 EDI の利用に関し銀行が提供するサービスにおいて合理的に想定される目的（例えば、振込事務の遂行であるとか、法令対応のために金融 EDI 情報を利用するような場合など）で、金融 EDI 情報を利用することについては、自行顧客であっても、他行顧客であっても、金融 EDI を利用することについて、少なくとも黙示的に同意していると考えられる余地がある。

他方、合理的に想定される目的を超えて利用する場合¹⁶（顧客が想定し得ない目的で利用する場合）には、当該利用される情報に係る主体から同意を取得しておくことが社会的受容性の観点から望ましいと考えられる。なお、今後金融 EDI がより広く活用され、顧客の有用性への認知が高まった場合には、社会的受容性の範囲はより広くなると考えられる。

③ 情報の機密性という視点

単なる法人を特定するための情報や口座の有無といった情報と、当該顧客に関する財務内容・主要な取引先情報では、当然に機密性の程度が異なるものと考えられる。

この点、顧客企業との間で、秘密保持契約（NDA：Non-disclosure agreement）を締結しているような場合には、その秘密保持契約の適用範囲について検討が必要である。

なお、仮に秘密保持契約の適用範囲に含まれる場合であっても、当該顧客企業の同意を得て、同意の範囲内で利用するときには、秘密保持義務の違反は生じないものと考えられる。

④ 利用により想定されるメリットとデメリットという視点

金融 EDI 情報の利活用に同意をすることで顧客が得るメリットとデメリットという視点も重要である。

顧客企業にメリットがある目的であれば、社会的受容性の観点から顧客の理解を得られやすいと考えられる。他方、顧客企業にデメリットがある目的である場合には、社会的受容性の観点から、顧客の同意を明示的に取得することがリスクコントロールの方法として望ましいと考

¹⁶ 顧客において合理的に想定される目的の範囲は、確定的に定めることができるようなものではなく、金融 EDI 情報の流通状況、顧客の理解度や社会的環境、すなわち「社会的受容性」により変化するものであり、状況に応じて適切に判断する必要がある。

えられる。

⑤ 社会的受容性という視点

この視点は、金融 EDI 情報の流通状況、顧客の理解度や社会的環境、すなわち「社会的受容性」を踏まえて、前述の「①」～「④」の要素を総合的に勘案し、顧客同意の要否を判断するものである。

(3) 顧客同意の主体（対象顧客の整理）

銀行の守秘義務については、原則として取引先に対して負うものと考えられることから、他行顧客に対しては銀行として守秘義務を負わないという整理も可能であると考えられる余地はある。しかしながら、他行顧客の立場からすると、自己の情報の利用について同意取得が求められるべきという期待があることが想定される。

この点、振込データに付帯される金融 EDI 情報は、振込依頼人（支払企業）に係る情報と受取人（受取企業）に係る情報に大別される。

前述の「(2) 法人情報を取り扱う場合の留意事項」で検討した要素を総合的に判断した結果、顧客同意を得るべきであると判断した場合において、どの顧客から同意を得るべきか整理したものが下表である。

なお、複数のケースに該当する情報の利用を行う場合、例えば、仕向銀行振込依頼人に係る金融 EDI 情報と受取人に係る金融 EDI 情報とを合わせて利用する場合には、振込依頼人および受取人の双方の同意を得ることが望ましいと考えられる¹⁷。

誰が	誰に係る金融 EDI 情報を利用するか	誰の同意を得るべきか
仕向銀行が	振込依頼人に係る金融 EDI 情報を	振込依頼人の同意
	受取人に係る金融 EDI 情報を	受取人の同意
被仕向銀行が	振込依頼人に係る金融 EDI 情報を	振込依頼人の同意
	受取人に係る金融 EDI 情報を	受取人の同意

¹⁷ 仕向銀行と被仕向銀行が一致する場合（振込依頼人と受取人の取引金融機関が同一金融機関の場合）には、双方から同意を得ることが容易であるということ以外、同意の要否に関する検討結果に影響は与えない。

(4) 顧客同意の取得方法

顧客からの同意を取得する際には、事前に十分な情報開示や説明を行うことにより、リスクをさらに低減させることができると考えられる。また、同意取得の方法としても、「①規約等に情報の利活用に関する条項を数条入れるという方式」よりも、「②情報利用の同意のみを目的とした同意書を取得する方式」の方がよりリスクを低減させることができると考えられる。

前述の「(2) 法人情報を取り扱う場合の留意事項」での検討に当たり、リスクが高いと評価する場合には、「②」の方法を採用することが望ましい。

なお、この顧客同意の取得に関し「顧客同意に係る同意書参考例」(付録4. 参照)を渥美坂井法律事務所・外国法共同事業から提示を受けた。あくまで参考例の位置づけであり、すべての金融 EDI 情報の利活用の同意取得に汎用的に利用できるものではないが、検討の一助にさせていただきたい。

2. 金融 EDI の利用促進に関する留意事項

2018年12月にZEDIが稼働したところ、ZEDIを通じた金融EDIの利用拡大は緒に就いたばかりであり、金融機関等において金融EDIの利用促進・周知広報を力強く推進する段階にある。

このような段階において、金融EDIの利用促進・周知広報に関する留意事項を整理することは、金融機関における金融EDI情報の利活用に当たり重要である。

前述のとおり(「I. 4. ZEDIで交換・共有される金融EDI情報」参照)、ZEDIを通じて交換・共有される金融EDI情報については、産業界側のニーズに応じて個別に定めることが可能であるが、企業間で売掛金の消込作業など経理業務の効率化・生産性向上に有効に活用するためには、予め交換・共有する金融EDI情報の内容を定義し、相互運用性を確保することが重要である。

この問題は、金融機関における金融EDI情報の利活用に当たっても同様である。すなわち、顧客企業間で交換・共有される金融EDI情報が標準フォーマットに依拠しない場合には、結果的に、金融EDI情報の意味・定義が不明確になるため、金融サービスの高度化・充実に利活用することが著しく困難になる。

また、仮に標準フォーマットを利用した場合であっても、任意の入力項目が存在することから、金融機関が期待する項目が必ずしも入力されるわけではないことにも留意が必要である。

これらの点については、海外の取組みの先行事例が参考となる。海外においては、「データの標準化と構造データ化」を目的として EDI の取組みが進められたことから、データの利活用を円滑に進めるための前提条件がそろいやすい傾向にある。

今後、わが国においても、金融機関において金融 EDI 情報を金融サービスの高度化・充実に有効に利活用するためには、金融 EDI 情報標準に登録されている標準フォーマットの活用を顧客企業に推奨するとともに、可能な限り金融 EDI 項目のすべてを入力するように推奨していく必要がある。

なお、複数の金融 EDI 情報標準が併存し続ける場合には、金融 EDI 情報標準毎に、金融 EDI 情報の抽出・管理・分析を行い、金融サービスの高度化・充実に利活用するためのデータベースやフォーマットに落としこむためのシステム投資が必要となることにも留意が必要である。

3. 金融 EDI の利用促進に関する課題

前述「2. 金融 EDI の利用促進活動に関する留意事項」を踏まえると、金融機関における金融 EDI 情報の利活用の前提として、多くの企業が金融 EDI を利用し、広く一般的に金融 EDI 情報が流通するとともに、金融 EDI 情報標準が整備されることが重要であると考えられる。

しかしながら、少なくとも現時点においては、このような環境が整っていないことから、本研究会は、金融機関における金融 EDI 情報の利活用に向け、金融 EDI の利用促進・周知広報に関し、以下の点が課題であると認識した。

- ・金融 EDI の利用促進に当たり、まずは、商取引の上流に位置する商流 EDI の普及促進が重要であり、中小企業共通 EDI¹⁸や流通 BMS¹⁹など、汎用性が高く、利用企業が多い主要な商流 EDI と連携すること

¹⁸ 中小企業の受注・発注業務の電子化（商流 EDI の導入）に関し発生している多画面・多端末問題などの課題を解決するため制定された、業種やシステム仕様の相違などの垣根を超えてデータ交換するための商流 EDI の標準仕様 (<https://www.edi.itc.or.jp/>参照)。

¹⁹ 「流通ビジネスメッセージ標準 (Business Message Standards)」の略称。主に卸業者・メーカーと小売業者の間の流通サプライチェーンに関する商流 EDI の標準仕様 (<https://www.dsri.jp/ryutsu-bms/>参照)。

- ・金融機関において金融 EDI 情報を利活用するに当たり、金融 EDI 情報の定義が異なる場合には、著しく利活用が困難になることが想定されることから、上記商流 EDI と連携するなど、「金融 EDI 情報標準」に登録された標準フォーマットの利用を推進すること

引き続き、金融 EDI が広く一般的に利用される社会の実現に向けて、金融機関のみならず、関係省庁、産業界といった関係者が一丸となって利用促進、周知広報に取り組んでいただくことを期待する。

IV. 終わりに（金融 EDI 情報の利活用に向けた期待）

売掛金の消込作業の効率化・生産性向上は、20 年以上前からわが国企業を巡る課題であり、銀行をはじめとする金融機関においても、顧客企業の業務効率化・生産性向上に向けて金融 EDI の活用に関する活動を行ってきた。

今般、ZEDI が稼働したことにより、広く中小企業にいたるまで全国津々浦々で金融 EDI を利用できるインフラが実現したところであるが、その利用拡大は緒に就いたばかりである。

従来、顧客企業の資金の流れについては口座の入出金を通じて把握できていた金融機関において、金融 EDI 情報を利活用することは、資金の流れの背景にある顧客企業の商取引の状況を把握することができる重要な契機となる。

金融 EDI 情報は、顧客企業の業務効率化・生産性向上に資するだけでなく、金融機関における金融サービスの高度化・充実にも資すると期待されている。

本研究会としては、本報告書を参考に、各金融機関において金融 EDI の利用促進・周知広報に取り組んでいただくとともに、金融機関における金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの高度化・充実の具体化に向けた検討の一助にいただければ幸いである。

付録

1. 研究会開催実績

回数	開催日	テーマ等
第1回	2019年6月6日	・研究会の設置経緯・目的および前提条件等を説明
第2回	7月4日	・金融機関における事例研究
第3回	8月1日	・金融機関以外の事業者における事例研究
第4回	9月5日	・海外の事業者における事例研究
第5回	10月3日	・金融 EDI 情報の利活用における法的論点の研究
第6回	11月7日	・報告書案の検討1
第7回	12月5日	・報告書案の検討2

2. 利用可能と考えられる金融 EDI 情報項目

本文「I. 4. ZEDIで交換・共有される金融 EDI 情報」（6頁）で整理したとおり、本報告書は、「金融 EDI 情報標準制度」に登録されたフォーマット（金融 EDI 情報標準）を利用して交換・共有される金融 EDI 情報の利活用を前提としている。

これら金融 EDI 情報標準のどの金融 EDI 情報項目が利活用可能と考えられるか、整理したものが下表である。金融 EDI 情報を利活用した金融サービスの高度化・充実を図るうえで参考にさせていただきたい。

金融 EDI 情報標準※1	金融 EDI 情報項目※2
・ S-ZEDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支払通知番号 ・ 請求書番号 ・ 支払金額（明細） ・ 金額相殺理由／相殺金額
・ D-ZEDI（売掛消込レイアウト） ²⁰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書番号 ・ 支払内容 ・ 支払金額
・ D-ZEDI（販売条件・リベートレイアウト） ²¹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約番号／契約番号枝番 ・ 契約件名 ・ 入金金額

※1 建設産業標準 EDI CI-NETについては、登録機関において詳細検討中であり、2019年12月時点で金融 EDI 情報項目が公開されていないため省略。

²⁰ 売掛金の消込に利用する場合のレイアウト。

²¹ 小売業における販売条件・リベート（販売促進費、販売助成費、協賛金などの名目で小売業者に支払われるもの）の入金管理に利用する場合のレイアウト。

Z_CEDI(石油化学工業協会)については、2つのデータ区分(「001」および「002」)が登録されている。

「データ区分 001」は、現在の固定長電文の内容をXML電文に整理したのみであり、利活用可能な金融EDI情報が想定しにくいため省略。

「データ区分 002」は、20桁の請求書番号情報(繰返し入力可能)が追加されたのみであることから省略。

※2 「備考」欄のような自由記述項目については、入力内容を一律に定義づけることが困難であり将来的な利用可能性は否定できないものの、検討対象外とした。

3. 事例研究紹介

(1) 日本国内における事例研究

ZEDIを通じた金融EDIの活用は始まったばかりであり、金融EDI情報を利活用した金融サービスの先行事例は存在しないことから、金融EDI情報に限らず各種データを利活用した新しい金融サービスの先行事例を研究した。

第2回研究会では地方銀行等の金融機関の事例を、第3回研究会では電代業者による金融機関以外の事例を研究した。

① 金融機関の事例研究

地方銀行における電代業者(クラウド会計業者)と連携したオンライン型融資サービスの取組みおよび口座入出金情報を活用した商流把握の取組みについて説明を受け議論を行った。

(ア) オンライン型融資サービスの取組み事例

従来の融資を代替するオルタナティブ融資²²として新しく提供を開始したオンライン型融資サービスの取組みについて説明を受けた。

従来の融資が対面(来店または訪問)、決算書による与信判断を行っていたものを、非対面、決算書に限らない各種データによる与信判断を行う融資形態である。また、与信判断を審査担当者ではなく、審査モデルを用いて行うことで審査等に係る事務コストを極小化することができ、融資額が少額であっても採算を確保することが可能になった。

²² 対面取引、決算書等による審査などを前提とする従来型の融資形態と比べて非対面・決算書等によらない審査などを前提とする融資形態。従来の融資形態を代替するものという意味で「オルタナティブ融資」と表現した。

これらにより、従来、融資取引の対象とならなかった中小企業や個人事業主を対象とすることが可能になり、融資取引の裾野を拡大する効果が得られた。

(イ) 口座入出金情報を活用した商流把握の取組み事例

金融機関は、振込サービス等の金融サービスを通じて顧客企業に係る口座入出金情報を把握している。この口座入出金情報により、振込依頼人名、受取人名、入金額／出金額などの基本的なお金の動きを把握している。

他方で、口座入出金情報からは、取引先企業名を特定することは可能である一方、具体的な商流の内容、例えば、どのような商品をどんな数量・頻度で取引を行っているのか、返品等が発生しているのか否かなど商流情報を把握することは難しいという課題があった。

また、従来の融資において、主に与信判断の材料として利用される決算書については、概ね決算後3か月後に受け取ることになり、恒常的にタイムラグが発生しているという課題がある。

日々、企業活動により変動する口座入出金情報と金融 EDI 情報を組み合わせることで、顧客企業の体温変化を早期に把握するとともにオルタナティブ融資につなげることが考えられる。

② 電子決済等代行業者の事例研究

FinTech の進展により、多くの電代業者がオルタナティブ融資等の金融サービスへの参入を進めている。これら電代業者の取組み事例は、金融機関における各種データの利活用の観点から有益と考えられることから、電代業者2社から説明を受け議論を行った。

金融機関の従来の融資形態では、審査等の事務コストが発生することから、少額・短期の融資に取り組むことが難しいとの指摘を受けた。これら電代業者によるオルタナティブ融資は、金融機関の業務との親和性も高く、金融機関と協働してサービスを提供している事例もある。

クラウド会計サービスを通じて電代業者が取得する会計情報と、金融機関が保有する口座入出金情報などのデータを組み合わせることにより、審査レベルを引き上げることが期待される。

(2) 海外の事例研究

海外の EDI の普及状況および金融サービスへの利活用事例の有無について、NTT データ経営研究所に調査を委託し、第4回研究会において調査結果の報告を受けた。

① 海外の EDI 導入の特徴

欧米では、「データの標準化と構造データ化」を目的として EDI の導入が進められたという特徴があり、受発注業務のオンライン対応・効率化のために EDI の取組みが進められた日本との相違がある。

② 海外の金融 EDI の取組み事例

(ア) 英国の事例

英国では New Payment Architecture : NPA²³という決済システムの導入を 2020 年に予定しており、送金データに文書・画像を付帯することができるサービスを予定している。

直接的に EDI 情報を交換する仕組みではないが、ISO20022/XML 形式に対応しており、EDI 情報を交換することも可能であると想定される。

NPA を利用することで、主に支払明細を別に取引先企業に送信しているような取引での活用が見込まれている。

タイプ	便益	例
事業者	<ul style="list-style-type: none">・光熱費、請求書発行、給与支払に便益をもたらす可能性あり・入金確認の軽減、拡張データの送受信	<ul style="list-style-type: none">・メッセージフィールドを使用して送金明細、税務情報、電子請求書、請求書情報、給与明細、文書へのリンクを取得可能にする
個人顧客	<ul style="list-style-type: none">・適切な情報をより迅速に入手可能とし、顧客体験を充実させる	<ul style="list-style-type: none">・昼食代支払、パーソナライズされたメッセージ、領収書詳細、領収書・請求書へのリンクの添付を可能にする
政府組織	<ul style="list-style-type: none">・拡張データを使用して給付金支払の詳細または支払ともに効率化させる	<ul style="list-style-type: none">・収入、住宅手当、ユニバーサルクレジット、議会税、道路税、法人税等の情報の添付を可能にする

²³ <https://www.wearepay.uk/new-payments-architecture-programme/>

(イ) 米国の事例

米国では、The Accredited Standards Committee (ASC) X12²⁴が EDI 標準と XML スキーマの開発・維持を過去 35 年以上にわたり行っている。X12 は、商取引データ（受発注処理・情報送受信・請求書発行・支払・入金確認処理等）の電子交換を合理化・促進する EDI 標準の開発・維持のために定期的な検討会を開催している。320 を超える取引に係る EDI 標準を開発・維持しており、融資など企業間取引のほぼ全ての範囲をカバーしている。

EDI 情報の標準化が進んでいることを背景に、Fed ACH²⁵ (Federal Reserve Banks (Fed) が運営する Automated Clearing House) では、X12 が開発した標準に対応した金融 EDI 情報を付帯して、送信することが可能になっており、企業の業務効率化・自動化に大きく貢献しているものと考えられる。

なお、Fed は、EDI データの可読化や帳簿転記の自動化など、以下のサービスも提供している。

サービス例	便益
決済データ情報ファイル	<ul style="list-style-type: none">・売掛金管理システムと連動して、未収売掛金項目に自動的に転記可能・STP 化 (Straight-Through Processing) オプションがあり、時間短縮が可能
送金通知概要レポート	<ul style="list-style-type: none">・主な EDI 項目を判読可能な形式に変換し表示・未収売掛金との照合が可能
送金通知詳細レポート	<ul style="list-style-type: none">・全ての EDI 項目を判読可能な形式に変換し表示・未収売掛金との照合が可能

(ウ) 豪州の事例

豪州では、BPAY 社が提供する Osko サービス²⁶において、送金データに最大 280 文字の EDI 情報を付帯することが可能になっている。

Osko サービスは、24 時間 365 日送金可能なリアルタイムペイメントプラットフォーム (New Payment Platform : NPP) で提供されるサービスであり、NPP を運営・スキーム管理する団体である NPPA において、各種データ標準の開発が進められている。

²⁴ <http://www.x12.org/>

²⁵ <https://frbservices.org/financial-services/ach/index.html>

²⁶ <https://www.bpay.com.au/Member-Financial-Institutions/Osko-by-BPAY.aspx>

(エ) 欧州の事例

欧州では、EBA Clearing が運営するリアルタイムペイメントプラットフォームである RT1²⁷の支払請求サービスのユースケースとして、電子請求書と組み合わせた取引が想定されており、決済が発生しない場合でもデータの送受信が可能な仕組みづくりが検討されている。

また、欧州では、「EU 指令 2014/55」²⁸により、電子請求書について欧州標準を導入することが決定されており、公共調達に係る行政機関に対し、欧州標準の受け入れ期限が設定されている。

行政機関が積極的に電子請求書を受け入れることで、民間企業においても電子請求書の採用等が進むものと期待されている。

③ 海外金融機関の取組み事例

広く海外展開しているグローバルな金融機関では、金融 EDI を含む決済や資金管理の取扱いを中心として、請求書発行等の商取引に係る業務を含めたサービスを提供しており、顧客企業の事務の自動化に貢献しつつ、顧客サービスの高度化・充実を図ってきた。

(ア) バンクオブアメリカの事例

バンクオブアメリカは、主に大企業を対象とした金融 EDI を含む総合的な財務管理サービスを提供しており、グローバルな資金管理を、地域の差を意識せずに単一のフォーマットで管理することを可能としている。

また、同行は、キャッシュ・マネジメント・サービスの一環として決済データを活用しており、AI を活用して送金データを自動管理したり、業務プロセスの効率化・現金予測・取引先企業の行動分析等に活用している。

(イ) シティバンクの事例

シティバンクは、電子請求書の提示・支払等を通じて顧客企業の売掛金管理の合理化と支援を目的とするサービスを提供している。このサービスは、電子請求書の提示、売掛金の回収・消込まで、決済前後を通貫するサービスである。

また、同行では、決済データ等のコンサルティング、M&A 機会への活用等を検討しているが、実用段階には至っていない。

²⁷ <https://www.ebaclearing.eu/services/instant-payments/introduction/>

²⁸ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014L0055>

4. 顧客同意に係る同意書参考例

以下はあくまで同意書参考例の位置づけであり、すべての金融 EDI 情報の利活用の同意取得に汎用的に利用できるものではない。同意書の内容、同意取得に当たり顧客に提供されるべき内容については、個別取引毎に異なるものと考えられるので留意いただきたい。

(冒頭規定)

●●● (以下「当社」といいます。) は、貴行が提供する **【金融 EDI サービス】** (以下「金融 EDI サービス」といいます。) の利用を申し込むに際し、以下の条項が適用されることに同意します。

(説明)

- ・振込依頼人 (支払企業) の取引銀行 (仕向銀行) が同意を取得する場合を想定
- ・下線部は同意書の適用範囲を明確化したもの

(第 1 条 当社役職員等その他関係者による同意取得)

1. 当社は、金融 EDI サービスの利用に関して当社から貴行に対して提供する情報 (以下「金融 EDI 情報」といいます。) には、当社自身及び当社の外部委託先自身に関する情報のほか、当社に所属する役職員、パートタイマー、当社への出向者 (以下「役職員等」といいます。)、当社の外部委託先における役職員等に関する情報 (以下これらの情報を総称して「金融 EDI 関連個人情報」といいます。) が含まれる場合があることを認識しております。当社が、金融 EDI 関連個人情報を貴行に提供するに際しては、当社の役職員等及び外部委託先の役職員等から個別に同意を得ていることについて貴行に対して表明し、かつ、保証します。また、当社の役職員等及び外部委託先の役職員等は、当社が本同意書を提出するに際して、金融 EDI 情報に含まれる金融 EDI 関連個人情報が本同意書に記載された利用目的で使用されること、並びに、金融 EDI 関連個人情報が貴行のほか、当社が貴行に対して委託する為替取引の送金先として指定される者 (以下「受取先」といいます。)、受取先の取引銀行、**【その他●●】** ※1 に対しても提供されることにつき、個別に同意していることについても、貴行に対して表明し、かつ、保証します。
2. 当社は、金融 EDI 情報には、金融 EDI サービスを通じて貴行に提供することとなる当社による支払の受取先 **【及び受取先の外部委託先】** ※2 に関する情報 (以下「受取先関連情報」といいます。) 及び当該受取先と当社との取引関連情報 (以下「取引関連情報」といいます。) が含まれることを認識しております。受取先関連情報及び取引関連情報を貴行に提供するに際しては、当該受取先から個別に必要な同意を得ていることについて貴行に対して表明し、かつ、保証します。

また、当社は、受取先関連情報には、受取先【及び受取先の外部委託先】※2における役職員等に関する情報が含まれる場合があることを認識しており、この場合には、当社が本同意書を提出するに際して、受取先において、これらの役職員等に関する情報が本同意書に記載された利用目的で使用されることについて個別に必要な同意を取得していること、また、貴行、受取先の取引銀行、【その他●●】※1に対しても提供されることにつき個別に同意を取得していることについても、当社は、貴行に対して表明し、かつ、保証します。

(説明)

- ・下線部※1は個別に第三者提供先が想定される場合には追記。ただし、同意を取得するとはいえ、金融 EDI 取引との関連性に欠ける先に対して、個別に関連するサービスの説明および都度の同意を経ずに提供することは避けることが望ましい
- ・下線部※2は、金融 EDI 情報の中に受取先の外部委託先に関する情報が含まれる場合に挿入

(第2条 金融 EDI 情報の提供・利用等について)

当社は、下記に列挙された金融 EDI 情報が下記に定められたところに従い、第三者に対して提供され、また、各提供先において利用されることを同意します。

(1) 金融 EDI 情報の範囲

金融 EDI 情報の範囲は以下の通りとします。

- ① 法人を特定するための情報：法人の商号、法人番号、代表者名、所在地、電話番号、法人の代表者に関する個人情報等の情報
- ② 取引事実に関する情報：契約日、契約金額、商品名・・・
- ③ ……

(2) 金融 EDI 情報が提供される第三者の範囲

金融 EDI 情報について、貴行のほか、次の者に対して提供されることがありうることに当社が同意します。

- ① 貴行が個別の為替取引を行う場合に想定される被仕向銀行（以下「被仕向銀行」といいます。）
- ② 受取先【及びその外部委託先】
- ③ ……

(3) 各提供先での利用目的

当社は、金融 EDI 情報が各提供先において次の目的で使用されることについて同意します。

- ① 貴行における利用目的
- ② 被仕向銀行における利用目的
- ③ 金融 EDI 情報を支払能力を調査する目的、【●●及び●●のみ】※3に使用

します。

④ 受取先における利用目的

⑤ 【その他】※4

(説明)

・下線部※3は、統計データや匿名加工情報が第三者に提供される場合には、どのような目的で開示・提供されるのか、を記載することが考えられる。

(想定される具体例)

① 「●●のサービスを提供する企業に対し、当該企業が統計情報として活用するため。」

② 「関連会社、提携先企業、その他の第三者に当社の製品・サービスを説明するに際して、必要な範囲で統計情報を提供するため。」

・下線部※4は、その他の提供先が想定されるのであれば各銀行様において追記いただくことを想定。

以 上